

次世代育成支援対策推進法に基づく

「一般事業主行動計画」の策定についてご相談ください。  
出張によるご相談にも応じています。(無料です!)

少子高齢化、労働力人口減少社会において  
仕事と家庭の両立をしやすい勤務制度を整備し  
働きやすい職場を確保することは  
よりよい人材の採用定着、従業員のやる気、能力を  
引き出します!



『子育てと仕事の両立支援』のため  
男性を含めた働き方の見直し、  
多様な働き方の実現等、

次世代育成支援対策推進法に基づく

一般事業主行動計画を策定し実施しませんか。

職場環境の整備に伴う雇用管理に関する相談、  
その他素朴な疑問にも詳しくお答えいたします。  
また、職場の実情にあった取組みをアドバイス  
いたします。



認定マークを取得しよう!  
仕事と子育てとの両立に積極的に  
取り組んでいる企業であることを  
レッツPR!

お問い合わせは、岩手労働局雇用均等室まで  
盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館  
TEL. 019-604-3010 FAX. 019-604-1535

裏面もご覧下さい



**レッツPR!**  
このマークは  
「働きがいがあり  
働きやすい企業」  
「社員を大事にする企業」  
であることを示しています。



Q次世代育成支援対策推進法とは？

A

従業員301人以上の企業は、「**行動計画**」を策定し、岩手労働局に届け出る義務があります。従業員300人以下の企業には努力義務となっております(平成23年4月1日以降は、**従業員101人以上の企業も義務化**)が、**企業の規模を問わず、従業員の働きやすい職場環境をめざして行動計画を策定し届出をするよう努めましょう。**



Q 認定マークとは？

A

行動計画に定めた目標を達成したことなどの一定基準を満たした場合、申請を行うことにより、都道府県労働局長の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、その旨を示す認定マークを広告、商品、名刺などにつけることができ、次世代育成支援対策に取り組んでいる企業であることを広く周知することができます。



Q行動計画とは具体的にはどのようなものなの？

A

企業が、子育てをしている従業員の「**仕事と子育ての両立**」を支援するための**職場環境の整備**や、子育てをしていない従業員も含めた**働き方の見直し、働きやすい多様な制度の整備**などに取り組む計画のことで、「**計画期間**」「**目標**」「**目標達成のための対策とその実施期間**」の3つの事項について定めるものです。



Q認定の基準について知りたい。

A

以下の1～8までの要件を全て満たすことが必要です。

- 1 雇用環境の整備について、行動計画指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
- 2 計画期間が2～5年であること
- 3 計画期間内に行動計画に定めた目標を達成したこと
- 4 平成21年4月以降に新たに策定・変更した一般事業主行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること
- 5 男性の育児休業等取得者が1名以上、女性の育児休業等取得率が70%以上であること(従業員数が300人以下である企業は特例があります)
- 6 小学校入学前の子を養育する従業員を対象に育児休業の制度または短時間勤務等の措置を講じていること
- 7 時間外労働削減や年次有給休暇取得促進などのための措置を実施していること
- 8 重大な法令違反がないこと



## 行動計画策定のポイント

従業員のニーズ  
自社の実情にあったもの  
現状より少しでも労働環境をよくするもの  
達成度を数値で表せるもの



詳しくは雇用均等室にお尋ね下さい！

